

## 第3章

### 組織的移住政策にみるベトナムの国家と社会の関係 ・紅河デルタから「新経済区」への開拓移住・

岩井 美佐紀

#### 要約：

ベトナムにおける新経済区への組織的移住政策を通して、国家と社会の関係がどのように変化していったのかを国家の側から検討する。1960年から2000年までの40年間を3つの時期に区分し、政策の目的・方針、国家の社会観、関与の方法、実際の移住規模などについて概観する。特に、政策の変化を促した各時期の転換の契機に着目し、どのような要因が両者の関係の変化につながっていったのかを考察する。

#### キーワード：

組織的移住、人口移動、自発的移動、紅河デルタの人口稠密社会、農業開拓、合作社、新経済区、定住定耕

#### はじめに

歴史的に人口稠密なベトナム紅河デルタ農村社会における土地と人口をめぐる問題は、為政者たちの最も重要な課題であった。その認識は独立以降のベトナム共産党中央および政府にも継承され、ベトナムでは抗仏戦争直後の1954年から大規模に開始される土地

改革をはじめ、一連の「大衆動員（または運動）」による急進的な農業政策が施行されてきた。1958年から始まる農業集団化や組織的開拓移住も同様な形態を取って大規模に展開されてきた。

このように、農業国ベトナムにおいて、国家が「大衆動員」を通して農業・農村開発を進めてきたことから分かるように、統治機構としての国家と統治対象としての社会の関係は極めて垂直的で上意下達的な強権的支配関係のような印象を与える。しかし、このように国家が社会に対し支配力・浸透力を拡張しようとするればするほど、国家は否応なく社会のニーズに向き合わざるを得ず、社会は様々な手段を駆使して国家への有形無形の駆け引きを試みる<sup>(1)</sup>。すなわち、社会は国家との間で形成された公式・非公式の複数のルートを通じて自らの要求を国家政策に反映させ、政策そのものを変容させることが可能となるのである。カークフリートはこのような農民の日常レベルの政治的駆け引きを「日常的政治力学」と呼んでいる<sup>(2)</sup>。農民の日々の努力が国家政策を根底から変革する力を持つという政治力学は、このように国家と社会が緊密な関係でなければ成立しない。その好例は、農業政策の決定的転換を迫った「もぐりの請負制」である。集団経営（土地の共有・共同耕作）から家族経営（土地の分配・家族耕作）へと転換したこの請負制は、ベトナム共産党がその実態を追認することで1981年の「生産物請負制」という政策に結実し、後のドイモイ政策の先駆けとなった。つまり、社会は国家政策の影響の単なる受け皿としての存在だけでなく、内部の共同性と国家に対する一定の自立性を保ちながら、自身の要求を合法的に政策に反映させ、実質的な内容の変更・修正を国家に積極的に働きかけるアクターでもあったといえよう。

本稿の目的は、人口稠密な紅河デルタ農村から人口希少な未開拓「新経済区」への「組織的移住」(di dân có tổ chức)<sup>(3)</sup>に焦点をあて、その政策・制度を中心に検討することによって、主に国家の側から見た国家と社会の関係について考察することである。本稿では、国家を共産党中央および政府と定義し、社会を農家世帯とその集合体または「集団」と定義する。

本稿では、1960年から2000年までの40年間に全体で約600万人が国内移動した組織的移住の考察時期を、政策内容の転換により3つの時期に区分する<sup>(4)</sup>。第一段階は集団経営システムの下で組織的移住政策が実施されていた時期(1960-80年)である。第2段

階は、「生産物請負制」が施行された家族請負時期（1980-90年）とし、第3段階は完全に個別経営に転換したドイモイ期（1990-2000年）とする。1990年代に入ると、市場経済化に伴い、多くの農民が出稼ぎ目的で自発的に都市や南部諸省に移住を始める。この現象は、いわゆる「自発的移動」(di dân tự do)と呼ばれる<sup>(5)</sup>。紅河デルタ農村の潜在的失業問題の深刻さが改めて認識され、市場原理による労働力移動が本格化する中で、組織的開拓移住政策や方針がどのように変化していったのかを具体的に見ていきたい。

## 第1節 集団経営時代の組織的移住政策の展開

### 1. 政府の目的と方針

ベトナムにおいて組織的移住政策が開始されたのは、1961年から65年にかけての第1次5カ年計画である。当時の紅河デルタ地域の人口密度は極めて高く、特に、タイビン、ナムディン、フンイエンなど、ハノイから100キロほど離れた農業専業省では、1平方キロメートル当たりの人口密度はそれぞれ864人、808人と738人と極めて高かった。このような高い人口密度と人口増加率に対応するためにも、デルタ農村の余剰労働力の移出は極めて緊急な国家政策であった。

まず、1961年から始まる第5カ年計画に見られる国家目標は、社会主義農業の要である農業集団化を開拓移住と結合させることであった。そのため、1958年から紅河デルタ農村で設立され始めた農業生産合作社（以下、合作社）を北部山岳丘陵地域（当時はドンバック、タイバック、ヴィエトバックという3つの軍区）においても建設し、農業生産を拡大することが目指された。当時の共産党中央の開拓方針は「合作社の力量に依拠することが主要で、国家は積極的に支援する」というものであった<sup>(1)</sup>。すなわち、蕪耕地の開拓は合作社の自前の人力と資金で行うことが原則とされたのである。この方針に表れた国家のスタンスは、あくまでも支援者であり、補助的な役割に限定したものであった。しかも同時に「勤儉精神を高揚させ、合作社を建設し、国家を建設する」<sup>(2)</sup>とも唱えられていることから、社会＝合作社の発展がそのまま国家の発展につながるという

発想が強く、それゆえに社会の共同性に依拠した大衆動員が想定されていたようである。またこの時期、組織的移住による合作社建設とともに重視されていたのは、現地の山岳少数民族の「定住定耕」(định canh định cư)と農業集団化である。当時国家の支配の空白地帯であった少数民族の焼畑「移住移耕」地域は広大であったが、彼らを合作社の建設に動員し、紅河デルタ地域からの移入者との共生を図るために「新生活」と称される生活改善運動が本格的に遂行された<sup>(3)</sup>。

ベトナム戦争終結後に始まった第2次5カ年計画(1976-80年)では、150万人もの大規模な組織的移住計画が策定されたが、基本的な開拓移住方針は大きく変化しなかった。すなわち、それまでは南部農村社会に存在しなかった合作社や新たに生産集団と呼ばれる生産組織を作り、土地を共有化して集約的な農業をさせると同時に、人口密度の高い地域から生産組織単位で未開拓「新経済区」への組織的移住が開始された。しかし、この時期の移住政策は、特に南部については旧サイゴンに溢れた都市避難住民の農村への帰還・送り出しが主要な目的となっていたようである。

この時期に公布された政策によると、政府は「新経済区」に設立された合作社の生産面積の拡大を奨励するために「政府と人民が共に行う」という方針を打ち出した(1977年の政府決定272号)。同決定によると、それまで合作社が自己調達すべきとされてきた生産投資用の資金について、開拓・生産面積を拡大する場合には国家が補助するというインセンティブが与えられた<sup>(4)</sup>。すなわち、この時期、「合作社および人民の自助努力」という開拓移住政策の基本方針の中に、「国家と人民(と合作社)が共に行う」部分が加わることによって、政府の直接的関与が部分的ではあるが拡大されたといえよう。

## 2 移住政策の概要

### (1) 組織系統と合作社の建設

上述したように、国家は合作社を政策の受け皿として認識し、国家組織とは区別していた。そして地方行政組織のうち、省と県は一連の政策の中では「中央・国家」の下位機関として「地方」と表記された。行政の末端組織である社(行政村)は「基礎」レベルとして表記されているが、あまり実質的な意味づけがなされていない。国家の組織的

移住事業は、他の事業と同様、省と県が実務の責任を負っていた。

開拓移住政策は、開拓総局が中央の実施機関となり、省庁と同等の権限を持っていた。1963年に開拓総局と内務省との「連省通達 001-TT-1B」によれば、開拓移住計画は国家が基準などの全体的枠組みを決め、省が具体化し実施する役割を担っていた<sup>(5)</sup>。すなわち、国家は送り出し各省がそれぞれの必要と要求に応じて設定した計画を調整し、各省は国家によって認可された実施計画を実施する全てのプロセスに責任をもった。各省の行政委員会<sup>(6)</sup>は開拓支局を設立し、移住政策全般に責任を負う専従スタッフを一人確保しなければならなかった。同様に県レベルの行政委員会も専門部局の設置、専従スタッフ一人の確保が義務づけられた。

送り出し省の任務は省内の人口密度や一人当たりの平均土地面積を基準に、受け入れ先の状況を事前に調査し、計画を策定し、作業をスムーズに行うための体制を作ることであった。移住先での受け入れ作業も、ほとんど送り出し省のイニシアティブで準備が進められていたようである。送り出し省は、水利・交通などのインフラ整備や農業技術や物質的基盤を提供すると同時に、初歩から農業生産合作社を組織し、指導することに責任を負っていた。

この時期の組織的移住は基本的に複数の合作社が単位となって集団で行われた。新経済区地域に新しく建設された合作社は開拓（遠距離定住）合作社（HTX Khai hoang - định cư xa）と呼ばれ、移住者は集団開拓社員と呼ばれた。開拓合作社は、紅河デルタ各省・県から送り出された農民たちが新しく設立するもので、開拓された土地は「合作社の集団所有権」に属するとされた<sup>(7)</sup>。当初の開拓合作社には戸籍を移し完全に独立した生産組織を設立する形式と、「一つの場所と2つの故郷」（một chôn hai quê）と呼ばれる、元の合作社の分農場を設立するもう一つの形式があった<sup>(8)</sup>。その他、地元の合作社へ少人数で加入する「編入」（xen ghép または xen kê）という形式で移住する場合もあった。

## （2）国家の補助金制度

この時期の国家方針に表れていたように、国家の開拓移住事業への関与は間接的で限定的であった。主に国家の役割は、土地を区画し、移住者が入植できるようにポンプ場など大規模な水利施設を建設したり、交通網を整備・拡充したりなど、主に大規模な区

画全体の公共インフラを整備することであった。また、生産が安定しない初期には国家への食糧販売義務の免除や農業税の減免措置などが設けられた。食糧の調達には合作社が自前で行うとされたため、国家はまだ十分生産が追いつかない初期には不足分を配給することが規定にあるが、あくまでも自給が原則で、必要に応じて受け入れ先の省が当座の食糧と生活物資を提供するとされた。

その中でも国家の直接的な支援といえるのが、開拓移住者の出身地からの交通費や道中に必要な常備薬の支給と、入植後の予防薬や治療薬の購入代金の支給であった<sup>(9)</sup>。特に、移住者への医療・保健サービス提供には、デルタとは異なる生態的環境に適應できるよう社会生活への配慮が見られる。マラリアなどの予防・治療薬や医療器具・設備、一部の幹部の給与が国家によって援助されている。ただし、開拓移住は基本的に労働年齢にある農民の数に基づいて実施されていたため、あらゆる生活物資の支給基準が主労働者とそれ以外の扶養家族で区別されていた<sup>(10)</sup>。手元の限られた資料から言えるのは、1980年の政策以降と比較してみると、この時点では国家と地方の財政が極めて不明瞭な関係にあり、上記の医療補助についても国家の補助を地方の財源から支出するという方式が定められている。

### (3) 合作社に強いられた「自己調達」

当時の国家の政策では、移住先の開拓合作社は全ての開拓・生産に関わる投資資金と食糧確保を自己調達しなければならなかったため、「開拓移住者を送り出す合作社は彼らの支度金を工面するために、自力で合作社と社員の現有能力を使い切り、自力で行わなければならない」とされた<sup>(11)</sup>。土地への投資、工業作物栽培や家畜飼育、開拓合作社内の小規模の水利や交通インフラの整備の資金は全て合作社の自己負担であった。自己調達できない投資資金や現地で不足する食糧を購入する代金は、国家が国家銀行を通じて融資した。国家銀行の規定によれば、生産に関わる貸付は対象となる農作業行程が決まっており、不足食糧の購入代金の貸付も最長12ヶ月とされた。また、困難な経済状態で移住してきた場合、不足する生活物資、例えば炊事に必要な鍋やフライパンなどは、集団で借り入れることができた。規定によれば、100人の労働力に対し煮炊き用の鍋またはフライパン3個、200リットルの水瓶2個が標準とされた。しかし、労働年齢に達しない

幼児や老人などの扶養家族は移住者の数に含まれなかったため、個人用に必要な物資を借りることはできなかった。このような労働者とその扶養家族の区別の設定は、生産活動に支障を来す可能性のある老人や幼児を伴う挙家移動を国家が奨励していなかったことを表している。規定でも、「生産・生活が安定せず、食糧自給も十分でない段階では、老人や幼児を同伴するべきではない」と断じている<sup>(12)</sup>。

診療所の運営、助産婦や保健婦などの医療スタッフの報酬は合作社の自己調達とされた。報酬の支払い方法は、他の社員同様、仕事内容に応じた「労働点数」(bình công chấm điểm)で評価され、現物で報酬を受け取るとされた<sup>(13)</sup>。社員世帯の子どもの教育については地元の学校に転校させるか、補足的な文化学級の開設で間に合わせることにした。新経済区における開拓合作社の建設にあたっては、生産組織の「増強」(tăng cường)のために経済・文化・教育分野の指導的立場にある党员・幹部も選抜され、開拓合作社の中枢を担うことが目指された<sup>(14)</sup>。一般社員は移住時に各自の個人資産を処分し、生活物資を揃えるための自己資金を調達することになっていた。家屋や敷地内の果樹は売却か交換し、合作社に以前交付された土地は合作社に返納する代わりに、一定額の賠償金を受け取るとされた。また、初級合作社への加入時に納めた生産財も、移住先の合作社へ移管されるために返却されるとされた<sup>(15)</sup>。最後に、各自社員世帯は、食糧を自力で補充するために、デルタ地域と同様、移住先の合作社でも家庭栽培用の自留地を支給された<sup>(16)</sup>。

### 3. 移住規模

1976年の南北統一を境にこの時期の組織的移住の範囲・規模を見てみたい。まず1961年から1975年までは、主に北部山岳丘陵地域への開拓移住と省内移住に限定され、移住規模は全体で100万人というのが一般的な見解である。紅河デルタから北部山岳丘陵地域へは38万4,000人が移住し、その内開拓移住農民は16万4,000人に過ぎなかった。一方で、第1次5カ年計画期にすでに100万人前後の農民が紅河デルタから移住したとの報告があるが、当時の共産党の誇大キャンペーンとは裏腹に、組織的移住計画は実際には順調に進まず、多くの困難を抱えていたことがわかる<sup>(17)</sup>。

一方、第2次5カ年計画期(1976-80年)の組織的移住全体の移住規模は一気に152

万人に急増した<sup>(18)</sup>。しかし表1によると、この時期、紅河デルタから南部への移住はまだそれほど大きな流れにはなっておらず、北部山岳丘陵地域への移住規模とほぼ同数である。それよりも顕著なのが南部域内移住の約29万人である。これは、前述したように、戦時に膨れ上がった旧サイゴンの都市過剰労働人口と「反動分子」のメコンデルタ農村への強制移動など、極めて政治的意図で行われたものが主である。表2は移動人口の実数がわからないが、どこからどれくらいの割合で移入してきたかを大雑把に把握することはできる。紅河デルタからはこの時期の組織的移住人口の半数が他出しており、東南部への移入人口の75%、中部高原への移入人口の約40%を占めている。メコンデルタへの移入は10%に満たず、その後の1980年代と大きく異なっている。先に述べたように、メコンデルタへの移入の大多数は東南部の都市部、すなわち旧サイゴンからの政治的理由による移住者であった。

表1 新経済区への組織的移住(1976-80年)

単位：1,000人

移出地域	全体	省内	省外		
			北 - 北	北 - 南	南 - 南
人数	1,520	825	195	206	294
%	100	54.3	12.8	13.6	19.3

出所: Centre for population and human resources studies, *State of the Art Report on Spontaneous Migration in Vietnam*, MOLISA, 1993, p.20 英語表記の誤りは別の資料と照合し、補正した。



表2 南部主要地域への組織的移住者の割合（1976-80年） 単位：%

送り出し地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
北部山岳丘陵地域	0.3	0	0
紅河デルタ	39	75	9
北中部	22	3.5	0
中部沿岸部	37.6	21.5	0
中部高原	0	0	0
東南部	1.1	0	91
メコンデルタ	0	0	0
合計	100	100	100

出所：Phạm Đỗ Nhật Tân, “Di dân và đầu tư trong di dân xây dựng các vùng kinh tế mới”, Trung tâm nghiên cứu dân số và nguồn lao động trong Bộ lao động thương binh và xã hội, *Hội nghị khoa học về di dân*, năm 1988, tr.28.

## 第2節 家族請負時代の組織的移動の展開

### 1. 目的・方針の転換

戦争終結と南北統一という新しい環境の中で、党中央・政府の農業政策はそのまま継続され、バオカップ制度も維持された。開拓移住政策でも、これまでみたように開拓合作社が生産面積を拡大する場合に限り一部国家補助金が支給されたが、基本的には「合作社と農民の自助努力」に依拠していた。これら一連の政策は、紅河デルタでの集団耕作放棄地の拡大と南部メコンデルタ農村の集団化の失敗による農業生産の大幅な停滞や、第1次5カ年計画にみられるような開拓移住人口の目標値を大幅に下回る人口再配分事業の失敗という最悪の事態をもたらした。移住政策の失敗には様々な要因が考えられるが、その中でも「故郷を離れる」ことに対するデルタ農民の心理的なマイナス要因を党・

政府が十分に考慮できず教条的な教育・宣伝では克服できなかったということと<sup>(1)</sup>、移住を希望する農民がいてもその要求を満たすだけの政府の支援が期待できず、移住そのものが不可能と判断されたことが大きいと思われる。そのような状況の中で、紅河デルタの一部の地域では「もぐりの請負制」と呼ばれる政府に公認されない家族単位の経営方式が進行していた。

このような深刻な事態は、ある意味で社会から国家政策への拒否・不参加という公式・非公式の下意上達であったと思われる。これを受けて国家の農業・開拓移住政策は大きく転換した。農業政策では、もぐりの請負制を公式に認めた生産物請負制（1981年）が開始され、開拓移住政策では「国家と人民が共に行う」方針へと全面的に転換された。しかも、国家は移住のインセンティブとして、デルタの合作社に先駆けて「新経済区」の開拓合作社において1年早く家族単位の経営を公式に容認したのである。1980年の「政府評議会95号CP決定」によれば、新経済区において合作社組織は維持するものの、家族に土地を分配し家族経営を主体とした農業生産によって農業生産を発展させることが明文化されている<sup>(2)</sup>。それまでの開拓移住政策では、「家族」とは「主労働」となる社員に付随する扶養家族を表しており、生産に直接寄与しない補助的存在でしかなかった。しかし、この政策に示された「家族」は明らかに生産の中心を担う積極的な意味づけが与えられている。すなわち、政府は明らかに家族経営をインセンティブにデルタの農民の挙家移住を奨励しようとしたのである。

翌1981年、国家は新たに254号決定を出し、「国家と人民が協力して共に行う」方針がより明確に表れた開拓移住政策を実施した。同決定は、後述するように95号決定に加えてより広範な農民の移住を促進するもので、開拓移住者の権利と義務、国家の責任、「地方」行政組織の権限と責任が明確に規定された点で、従来の政策と大きく異なっている<sup>(3)</sup>。農民の需要に応える形で政府から本来の意味での「支援」が引き出されたことによって、この時期の組織的移住事業は飛躍的に拡大し、後に見るように10年間で約220万人もの規模に達した。

また、組織的移動を指揮・管轄してきた開拓総局が1980年の時点では消え、中央省庁レベルでは労働省と新たに設立された労働力・住居分布指導委員会にその業務全般が移管されている<sup>(4)</sup>。

## 2. 「新しい故郷」の建設

### (1) 国家の補助金制度の拡充

移住範囲および規模が飛躍的に拡大したこの時期、国家の開拓移住事業への関与は極めて具体的で直接的になった。「95/CP 決定」(1980)によれば、国家は新しく設立された新経済区の合作社および生産集団に対し本格的な直接投資を行うことを規定した。その内容は、まず第一に、開拓から整地、土地改良など生産投資への補助で、従来合作社が自己調達しなければならなかったものである。次に、従来は合作社の自己調達の合作社内に託児所や幼稚園、学校または学級、診療所を建設するための資金補助、集会場など設備の拡充のための資金補助などである。これらの補助金は、従来は国家の補助とされながら送り出し・受け入れ両省の財政から賄うよう規定されていたものであったが、この時期の移住政策では国家財政から直接投入されている。

一方、従来補助制度の対象であった移住者の交通費と荷物の運搬経費はこれまで通り、送り出し省の財政から補助された。95号決定では、世帯当たり500-800キ口の荷物の運送代、道中の食事代などが送り出し省の財政から賄われた。また、一人当たり2個の開拓道具も支給され、合作社設立準備のために先発した者は生活用品の購入資金も支給された。受け入れ省は、移住者世帯が住む20平方メートルから30平方メートルの家屋の建設費用や井戸の掘削や貯水道具を揃える費用などを補助した。さらに、入植して収穫期を迎えるまでの6ヶ月分の標準食糧の補助も受け入れ側が支給することになった。

### (2) 地方の独自の取り組み

「国家と人民が協力して共に行う」という方針が打ち出されて以降、「地方」と呼ばれる省や県など地方行政組織がより明確な独自機能を帯び、独自性を発揮し始めたように思われる。すなわち、国家・地方からの公的補助金の拡充と家族経営というインセンティブによって急増した移住希望者に向き合うことになった送り出し省は、「上から」設定された目標数値の忠実な実行者という立場から、より主体的なアクターとして行動するようになる。すでに南部解放時から紅河デルタ諸省は、移民を受け入れてくれる南部の

人口稀少省と積極的に連絡を取り始め、「友好または姉妹省」<sup>(5)</sup>という関係を結んでいく。新経済区には、送り出し省の省名、県名や社名そのままやその一文字をとった新しい行政単位が数多く創設された。

それでは、地方の独自性を表す一つの例として、主要な移民送り出し省の独自の財源となった「新経済区建設基金」(Quỹ xây dựng vùng kinh tế mới)の設立経緯について詳しく見てみたい。1982年の閣僚評議会決定14号によれば、組織的移住事業を行う省・県は新経済区建設基金を設立する権利を有するとされ、その事業資金を省・県民から広く徴収することが認められた<sup>(6)</sup>。これを受けて紅河デルタのハイフン省(現ハイズオン、フンイエン省)では、同年に人民委員会が議決を出し、人民評議会で年内に可決された。その後1986年に「新経済区建設基金建設に関するハイフン省人民委員会決定140号」(19/4/1986)と後に修正条項を含む「新経済区基金の徴収・管理制度の補足に関する決定371号」(25/6/1988)が出され、労働年齢にある農民は男女とも一律2キロ杵米、手工業者は2労働日分(修正後は1労働日分)、幹部公務員は1日労賃相当分、また商売人は一ヶ月の営業税の15%(同、市場価格による杵米2キロと4キロに区別)を納付することが決定された。また、実際に基金の徴収業務は県が行い、基金の8割は新経済区に移住する者への補助金の財源にし、残りの2割は移住事業の実務経費に充てるとされた<sup>(7)</sup>。同基金は、当時のハーナムニン省(現ナムディン、ハーナム、ニンビン省)やタイビン省などでも徴収され、行政改革後のナムディン省とハイズオン省では今日でも農民から同額(現在は代金納)が徴収され続けているが、1997年に暴動が起きたタイビンは翌年から徴収を停止した<sup>(8)</sup>。

### (3) 農民の選択肢の拡大

公式に「家族=社員世帯」が末端の経営単位として認められたことによって、開拓・整地したばかりの土地に対する農業税の減免措置は事実上個々の開拓者世帯の権利として保障されたことになり、合作社内の調整は限定的なものとなった。しかも、254決定(1981)によって、同時期に自己資金による開拓移住者、すなわち事実上の自発的移住者に対しても国家の補助や優遇措置が与えられたことは、農民の選択肢を拡げた。同決定によれば、例えば、移動は個別だが、交通費や生活道具の運送代は国家の補助対象と

され、個人で切符を購入する際も優先される措置が取られた。また、開拓に関して国家の補助がない代わりに、新開地に対して通常よりも長い期間の免税期間が設けられた。例えば、稲作のメコンデルタでは5年間、工業作物栽培中心の中部高原や東南部などの丘陵地域で7年間、北部国境山岳・島嶼部で15年間の農業税の免税が保障された<sup>(9)</sup>。

一般の組織的移住による開拓者家族が合作社や生産集団から分配される土地面積は、宅地を含め1,500平方メートルとされた。一方、国家による公共インフラ投資を受けない移住者世帯が保有を許された土地面積は、地方ごとの状況によって異なったようだが、食糧栽培では世帯一人当たり2,000・3,000平方メートルとされた。実際にどのように土地分配が行われたのか、自発的移住の場合でも規定通り移住先で合作社や生産集団を設立したのかなどについては資料からは明らかにできない。ただこの時期、自発的移住が広く公認され奨励されていたことは、「知り合いや親戚がいる地域に入植したいと要求すれば、合作社や生産集団は別の場所に強制的に追いやらない」<sup>(10)</sup>という文言からも明らかである。すでに組織的移住の中でも個人的ネットワークでの移動が可能であったことを窺わせる。

### 3. 移住規模の変化

この時期1981年から1990年までの組織的移住人口は全体で約220万人に上った。その内省外移住人口は58万人以上になり、人口移動の流れは北部紅河デルタから南部への長距離移動が主流になった。すでに見たように、南部解放後5年間の人口移動の半数近くが南部域内省外移住であり、北部から南部への移住は全体の10%強ほどであった。しかし、表3によれば、1981年以降北部から南部への移住人口が急増し、1985年までの5年間に32万3,000人が移住し、1990年までの10年間で45万人が南部へ移入した。しかも、1975-80年期と比較すると、紅河デルタからの移住は南部全体に及び、メコンデルタへの移入が圧倒的多数を占めている(表4)。

一方、1980年代は省内移住も全体からみると多くなっており、北部から南部への長距離移動とは別に、短距離移動も同時に進行していたことがわかる。北部山岳丘陵地域、東南部、メコンデルタの省内移動が特に多く、1976年から1990年の15年間でみるとそ

れぞれ 61 万人、61 万 4,000 人と 68 万 8,000 人となっている<sup>(11)</sup>。このことから、この時期は長距離・短距離ともに大規模な人口再配置が行われていたということがわかる。

ただ、省内移住者と省外移住者の動向は一般化できず、個別の省レベルでは省外長距離移住者の方が省内近距離移住者より多い場合もあるので、それぞれの省の実態を比較検討してみる必要があるが、これは別稿に譲りたい。

表 3 新経済区への省外組織的移住 (1981-90 年) 単位：1,000 人

移出地域	1981-1985 年		1986-1990 年	
	人数	%	人数	%
省外全体	420	100	160.4	100
北・北	14	3.3	1.4	0.9
北・南	323	76.9	126.1	78.6
南・南	83	19.8	33.6	20.9

出所: Centre, *State of the Art...*(1993), p.20 表1と同様に英語表記を補正した。

表 4 南部主要地域への組織的移住者の割合 (1981-85 年) 単位：%

送り出し地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
北部山岳丘陵地域	0	0.7	0
紅河デルタ	46.4	21.4	82
北中部	27.9	68.2	18
中部沿岸部	25.2	9.4	0
中部高原	0	0.3	0
東南部	0.5	0	0
メコンデルタ	0	0	0
合計	100	100	100

出所: Phạm Đỗ Nhật Tân, “Di dân và đầu tư...”(1988), p.29.

### 第3節 ドイモイ以降の組織的移住政策の展開

#### 1.前提・目的・方式の変化

1986年12月の第6回党大会によって提唱されたドイモイは、政治・経済・社会のあらゆる分野に影響を及ぼしたが、特に経済発展を国家戦略の主軸に据えた制度的改革、特に全国の食糧・生活物資の配分を支えてきたバオカップ制度の廃止（1985年）、「10号決議」による労働点数制の廃止（1988年）は、食糧と労働力のバランスを国家が統制する計画経済システムを完全に一掃した。それに代わり、全方位外交による外国投資の奨励、米・ゴム・コーヒーなど輸出作物の国際市場への販売促進、さらに国際援助機関や外国政府からの開発援助のフローなど市場経済化に向けてのシステムが形成された。このような国際環境の急激な変化を受けて、組織的移住政策は大きく変化した。

1990年に始まる新経済区への組織的移住政策はプロジェクト方式と呼ばれた。閣僚評議会決定116号によれば、「各地方はドイモイ路線に沿って新経済区建設・労働力・居住区分プロジェクトを立案し、各年・5年毎に計画を審議する。国家計画委員会とともに援助プロジェクトを組織し、新経済区建設・労働力・居住区分に関して国際協力を推進する」とされた<sup>(1)</sup>。この組織的移住政策の方式転換には、ドイモイ路線＝外国政府・国際機関からの開発援助の影響も見られる。ドイモイ時代の組織的移住計画は、少数民族の「定住定耕」や「貧困撲滅」など社会・経済開発プログラムと結合した、より総合的な地域開発計画に編成されていった。

例えば翌1991年に批准された中部高原のザライ・コントゥム省におけるプロジェクトに関する閣僚会議決定240号の概要を見てみよう。「Ialau・Iameur 新経済区プロジェクト」と命名されたプロジェクトは2000年までに自然面積2万3,500ヘクタールに上記2つの新しい開拓村（行政村）を開発し、ハーソンビン省やその他北部諸省からの移住者4570世帯、2万3,300人（労働9,450人）を受け入れ、稲作の他に工業作物の栽培、牧草地造成、食肉牛の飼育、植林など複合的な経営を目指す壮大な開発計画であった。まず1991

年から 1995 年の 5 年間に Ialau 社を建設し、北部諸省から 1,500 世帯、7,000 人を受け入れる計画が立案された。国家レベルの投資 45 億ドンは既存の資本とともに国際機関の開発援助も含まれており、主な用途は開墾、土地の造成、交通網など公共インフラ整備であった<sup>(2)</sup>。

当時のプロジェクト投資統括責任者は労働・傷兵・社会省であったが、2年後の 1992 年にはその権限の大半は国家計画委員会に移管され、1995 年には当時の農業・食品工業（現・農業・農村開発）省に引き継がれている<sup>(3)</sup>。

一方、市場経済化に伴い、農村からハノイやホーチミン市などの大都市・工業団地への出稼ぎが本格化した。さらに 81 年の時点では奨励されていた新経済区への自発的移住は、中部高原や東南部の丘陵地帯が主要な輸産品生産地や森林伐採地として脚光を浴びると、その規模が国家の管理能力の範囲を越えたため、国家は規制に転じた。このような短期的な出稼ぎから恒久的な移動まで多様な形態を含む「自発的移動」は、移住先での人口・土地管理問題など複雑で深刻な社会問題を引き起こした。国家の思惑から大きく逸れた自発的移動に対し政府が正式に解決方法を提示したのは 1995 年の「政府首相 660 号指示」である<sup>(4)</sup>。1989 年から 1994 年の 5 年間に中部高原各省へ自発的移民した 54 万 2,000 人は食糧不足、疾病、未就学・退学、また窃盗・賭博・麻薬などの深刻な社会問題を引き起こし、土地争いや森林破壊によって地元社会に緊張関係をもたらしたとされる。これを受けて管轄省庁である農業・農村開発省が 1996 年に出した「第 5 号通達」では、自発的移住者が「1995 年以前に国家の計画外で省外から中部高原に移動し農林業で生計をたてているが、戸籍登録せず土地給付を受けていない困窮移住者世帯」と規定され、彼らが戸籍登録の手続きを円滑に行えるように、出身省と移住先の省は便宜を図るよう指示されている<sup>(5)</sup>。これらの政策から窺えるのは、国家は自発的移住者を貴重な労働力として地域開発に利用するために補助金の一部を支給する一方で、社会病理や騒乱の温床になりかねないやっかいな存在として警戒しているということである。



## 2.地方の自衛・農民の自立

### (1) 中央・地方の補助金制度

プロジェクト方式は、投資金額やその使途、管轄機関の任務や権限を明確化した。実際には、総合的な地域開発という性格上、関連省庁間の緊密な連携や各級地方行政機関との折衝が必要であったが、結果的には1995年の大掛かりな行政改革が利権の対立や縦割りの組織系統などの混乱を招き、あまり効果的に機能しなかったようである。管轄責任省庁の度重なる交代や統廃合からも、その一貫性のなさが見て取れる。

移住者への補助金制度については、ドイモイ以前から引き続き労働・傷兵・社会省が担当し、1992年に第7号通達と2年後の1995年に15号通達(修正分)を出している。7号通達では、補助金受給対象者は細かく7つに再分類されている<sup>(6)</sup>。これは、従来の正規の開拓移住世帯の他に、以前は別の補助金制度に則って運用されていた国営セクターへの就労者<sup>(7)</sup>や、自力で移住先と交渉し戸籍登録を果たした事実上の自発的な移住者(その後計画内に「編入」されるか、計画外として扱われるかによって受給資格が異なる)が一つの移住政策として一括された結果である。二つの通達の相違点は、支給金額の増減である。7号通達では北部から南部への移住者に対する支給額が世帯当たり389万ドンで、その内訳は送り出し省が大半の311万ドン、受け入れ省が78万ドンを負担するとしている。送り出し省の負担額の使途は交通費・運送費、予防薬、住宅補助などである。一方、受け入れ省の負担は主に入植して最初の収穫までの半年分の食糧代である。15号通達では全額520万ドンに増額され、それぞれの負担額は400万ドン、120万ドンと増額されている<sup>(8)</sup>。

これを受けて労働・傷病・社会省内で実質的な移住業務を担当する労働配分局が通達の運用に関して各省の労働配分支局に具体的な指示を与えている<sup>(9)</sup>。例えば1993年の7号通達に準じた指示では、北部から南部へ移住する場合の荷物は200キロを超えてはいけないとか、北部から南部への「編入」形式の移住者に対する補助金(交通費と運送費、道中の諸経費)は世帯あたり150万ドンが支給されると細かく指示している。さらにこれを受けて、地方行政レベルでは具体的な補助金の名目と財源が決定された。ナムハー

省（現ナムディン、ハーナム省）の人民委員会決定では、自省が負担する補助金の内訳が細かく明瞭に記載されている<sup>(10)</sup>。1995年のハイフン省人民委員会決定では、送り出し省の財政で負担する補助金が1世帯当たり150万ドンとされている。それ以外の経費については、1982年より省内に設立された新経済区基金から主に賄われ<sup>(11)</sup>、県・社の財政からも一部負担された。

## （2）中央の指揮系統の混乱と地方のいらだち

1995年は中央省庁の統廃合や地方行政組織の分離・再編成を含めた大規模な行政改革が行われた年で、組織的移住事業も労働・傷兵・社会省から農業・農村開発省に移管された。それに伴って地方レベルの移住事業専従スタッフも、農業・農村開発局（省）・室（県）に所属先を変えた。中央レベルの組織的移住事業を管轄する組織は1961年から数えると8回も編成替えを経ている。農業省や労働省（後の労働・傷兵・社会省）の省庁の他、政府直属機関の専門組織が設立されるが、数年で解散することも多く、さらに複数の組織が同時期に実務を分担するプロジェクト方式が適用されると、指揮系統の混乱など組織編成の欠陥が露呈した<sup>(12)</sup>。このように管轄官庁が編成替えを繰り返す、移住事業を統括できなかったことは、移住政策の難しさを表していると言えるが、一方でこのような短命な中央行政に対し地方は移住事業の実務に支障を来さないように自衛的な対策を講じることで対応していったのかもしれない。

例えば、タイピン省の移民・新経済区開発支局の総括報告（1991-2005年）では、「プロジェクト地域に対する各省庁の対応は統一性に欠け、中央も調整に一貫性がないので、プロジェクトが進まない。送り出しと受け入れ両省間で移住事業の進捗が一様ではなく、生産用の土地区画やインフラが未整備のまま移民が到着すると、彼らは勝手に森を焼き払い畑作を始めたりして・・・誰も責任をとらない。また、送り出し事業計画を毎年立てても、中央には送り出し側と受け入れ側間の計画を統一的に検討する専門機関が存在しない」と不満を露わにしている<sup>(13)</sup>。この他、徐々に消失しつつある未耕地を目指して依然として多くの省からの送り出し要求があるため、受け入れ側の省との間で需要と供給のギャップが拡大しつつあることがわかる。また、このアンバランスは受け入れ側の立場を強くし、「投資を多く申し出る省からの移民は受け入れる」ことから、送り出し省

間の競争が熾烈になっていることもわかる。ハイフン省の総括報告も同様に「現在では一世帯の移民を省外に出すことは極めて困難になっている。受け入れ地が狭くなりつつあるだけでなく、友好省の心理はこれ以上受け入れたくないというものだ。診療所や学校、幼稚園を建てる資本を補助してほしいなど、受け入れる地元の要求もますます高くなっている」<sup>(14)</sup>と省間の軋轢を明らかにしている。

### (3) 農民の自立

すでに1980年代以降、家族単位の移住形態と移住の際に郷里に残した土地の処分権を段階的に獲得してきた農民にとって、ドイモイ時代の国家の農業政策は獲得物を確認するための最終作業に過ぎなかった。1992年から始まった「長期土地使用権」証明書の交付や1993年の土地法の制定は、その一連の動きと捉えられることができる。ハイフン省では1992年に、移動時の長期土地使用権の委譲とともに「生産物5年販売」(bán sản phẩm 5 năm)と呼ばれる措置によって、開拓移住者は自己資金を調達することが許可された。「生産物5年販売」とは、移住者の耕地を社人民委員会が一旦引き取り、入札にかけて契約期間5年分の生産物を移住者に渡すというシステムである<sup>(15)</sup>。省人民委員会の決定では、主に収穫後に精算することが前提とされているが、大抵の場合は5年の契約が切れる前に移住するため、全ての経費を差し引いた初年度の収益分を基礎にして5年分を一括して移住前に入札者から受け取るのが慣例となっている。土地そのものの売買ではないにしても、権利の有償「譲渡」に行政が仲介し便宜を図る措置を講じていることは注目に値する<sup>(16)</sup>。

ドイモイ時代の自発的移住の急増は、国家に頼らず自由に移動先・時期を決めたいと願う農民の戦略の表れである。従来、農民の移動は組織的移住に限られ、移住者は家族全員の戸籍を移すことを前提に全ての保障が得られた。それ以外では、幹部・軍隊関係の人員配置や進学による移転など極めて限られた者の移動しか認められなかった。農民の個人の都合による移動は厳しく規制されていたのである。自発的移動が顕在化した1988年に戸籍登録・管理に関する閣僚評議会議定が出されているのは、届け出もなく都市への出稼ぎなどで長期間離村する農民が激増したからである。1997年に出された政府議定では、「一時居住・不在」(tạm trú tạm vắng)を独立した章で詳細に規定している点が

目を引く。この条項が新たに加わったことにより、農民は「個人の都合で居住地を離れる場合、一時不在を届け出」れば、自発的移動が法的に認められることになったのである<sup>(17)</sup>。

### 3. 移住規模・形式の変化

表5 新経済区への組織的移住（1991-97年） 単位：1,000人

送り出し地域	総人口	省内	省外
北部山岳丘陵地域	199.7	182.1	17.6
紅河デルタ	170.7	75.9	94.8
北中部	198.9	189.9	9.0
中部沿岸部	115.2	111.4	3.8
中部高原	122.6	67.2	55.6
東南部	91.7	81.5	10.2
メコンデルタ	279.6	265.6	14.0
合計	1,198.4	973.4	225.0

出所：Đỗ Văn Hòa và Trịnh Khắc Thâm, *Nghiên cứu di dân ở Việt Nam*,

Nhà xuất bản nông nghiệp, 1999, tr. 7.

1997年までの統計によれば、この時期に120万人が組織的に新経済区に移住している。表5によると、省内移住が省外移住よりも多数を占めている。北部山岳地域、北中部とメコンデルタの省内移住が大半を占め、省外移住が省内移住よりも多いのは紅河デルタだけである。このように、組織的移住の規模が縮小した原因は、前述したように、受け入れ先が限定されてきているという事情の他、圧倒的多数の自発的移動人口が大きな影響を与えているからだと考えられる。

表6は1999年の人口センサスから1994年から99年までの5年間の社会移動の態様を示したものである。同統計から分かるのは、過去5年間に現住所から戸籍を移さなかつ

た人口と他の住所（他省、県、社、外国の4項目）から移入し正式に戸籍登録した人口の全国分布である。従って移入した世帯の以前の滞在先や1999年の調査時にすでに移出した世帯の人数や移出先についての情報は得られないので、完全な社会移動を示したものではないが、ある程度の動向は掴むことができる。5年間に様々な理由により全国規模で460万人が移動したことになるが、最も顕著なのは東南部への人口集中である。東南部は巨大な商都ホーチミン市と近郊の工業団地を抱えるドンナイ、ビンズオン、バリア・ブンタウなどで構成される経済中心地であるが、特にこれらへの流入が最も激しい。同統計は正式に戸籍登録した人口に基づいているため、「一時居住・不在」者を含めれば、さらに大規模な人口移動があったことは理解に固くない。これらの数字だけからも、農村人口の大半は自発的移動を通して都市や農業商業地を目指し、政府の人口再配分事業はほとんど機能していないことがわかる。

表6 1994-99年間のベトナム各地域の人口移入

単位：1,000人

調査地域	5歳以上口	不動	移入	不明
ベトナム全体	69,150	64,553	4,587	10
紅河デルタ	13,596	12,846	749	1
東北部	9,789	9,348	437	4
西北部	1,964	1,868	95	1
北中部	8,971	8,677	292	2
中部海岸	5,864	5,572	290	2
中部高原	2,621	2,269	352	0
東南部	11,544	9,883	1,660	1
メコンデルタ	14,802	14,088	713	1

出所：Tổng cục thống kê, *Tổng điều tra dân số và nhà ở Việt Nam 1999 Kết quả điều tra toàn bộ*,

Nhà xuất bản thống kê, 2001.tr.173-174.

## おわりに

土地が狭く人口稠密な紅河デルタ農村の食糧不足と労働力過剰はベトナムにとって深刻な社会問題であったがゆえに、国家は労働力や土地など社会的資源を有効に活用する目的で大量の紅河デルタの農民を開拓移住に動員しようとした。それは、デルタの社会・経済生活方式を北部・中部の山岳丘陵地域やメコンデルタのフロンティアなど中国・ラオス・カンボジアと国境を接する空白地帯に適用することで、国家の領域的支配圏を拡大する政治的意図にも合致していた。そのため、国家はデルタ農民を気候・生態的環境の異なる新経済区に移住させ、「新しい故郷」を建設させるために、開拓・生産のためのインフラ整備だけでなく、医療、教育、保健などの生活の基礎的なニーズを公的に充足する必要があった。

本稿では3つの時期に区分し、それぞれの政策を概観してきたが、その政策転換の契機についてまとめておきたい。まず、「合作社が自力で行い、国家が支援する」という国家の開拓方針は「故郷から離れたくない」農民だけでなく「行きたいが行けない」農民の参加も得られず、政策的に失敗した。この農民の意思が下意上達という形で確実に政策に結びついたのが「国家と人民が共に行う」方針への転換であった。国家は直接合作社内の生産発展および生活向上に結びつくあらゆる公共・社会事業に補助金を交付し、紅河デルタからの開拓移住農民のニーズに積極的に応えた。このような国家の「関与」は、権力的な「介入」と見なすべきではなく、農民の要求に応じて「引き出された」適正なコストと見なすのが妥当であろう。一方、ドイモイ時代に転換されたプロジェクト方式に編入された開拓移住政策は、主に農民の要望に応えたものではなく、地域開発と経済発展という市場経済化に対応するために出された政策であった。他方、農民も国家が提供する情報以外にも様々な情報を市場から、あるいは先に転出した家族や同郷者との社会的ネットワークの中から受け取り、個別に対応していくようになった。

このような政策転換の中で、国家の社会に対する認識も大きく変化していったといえる。集団経営時代、国家にとって社会とは合作社（集団）とその社員である農民であった。集団の共同性に依拠して個々の農民を把握し、政策の「受け皿」とすることが想定

された。そのため、経済発展に直接寄与する労働者と寄与しないその扶養家族を区別し、辺境地への開拓移住に足手まといとなる「家族」を伴う移住は極力制限する措置がとられた。また、移住先の合作社でも家族経済用の「自留地」が与えられたが、デルタ同様に補助的な位置づけにすぎなかった。このことは、社会の動員を鈍らせ、結果的に第1次5カ年計画は目標値を大きく下回る大きな要因となった。1980年以降家族が移住先の合作社の請負地を耕作する経営方式に転換すると、小農経済が復活し農民の移住事業への参加が急速に増加した。さらにドイモイ以降、移住事業は個別農業を推進することで、新経済区において合作社そのものが建設されることはなくなった。国家は個々の農民を開発プロジェクトに取り込むことになると、国家政策の「受け皿」となる社会との関係も「集団」の共同性に依拠した大衆動員ではなく、ギブアンドテイクで結ばれた極めて合理的な需給関係に変わっていったと考えられる。

また、ドイモイ以降に急増した農民の自発的移住は、国家に社会の多様性をより明確に認識させる契機になった。市場経済化によって、農民は故郷にとどまらず移動という「選択の自由」を与えられたともいえる。そうなる個人的事業や社会的ネットワークによって自発的に移動する場合に対して、国家は様々な取り込み策を講じるようになる。「編入」方式の移動や計画外であっても移住先の行政機関に正式に戸籍登録をした場合、開拓移住者は一部ではあるが国家の補償金を得ることができる措置もその一環である。しかし、国家との関わりが最も薄く、最も管理しにくい「一時的居住・不在」者の存在に対して国家がどのように対応していくかは今後より大きな問題となってくるであろう。

最後に、国家と社会の関係を論ずる際に見逃せないのは、「地方」と称されるメソ・レベルの省と県存在である。各時代の移住政策、特に財政面についての国家と地方の関係について本稿で十分に明らかにできなかったので今後の課題としたいが、一連の国家政策の中で省・県レベルの地方行政組織は、「国家と人民が協力して共に行う」方針に転換した1980年以降、より独自性を発揮していったと考えられる。その独自性というのは、まず国家に対する一定の自立性を意味する。主に紅河デルタの移民送り出し省の「新経済区建設基金」の創設はその一つの特徴といえる。他方で、その独自性は地域性に起因し、各省間の力関係の変化にも密接に関連している。特に、ドイモイ時代の未耕地の減

少と自発的移住の急増などは、送り出し元の紅河デルタ諸省と受け入れ側の中部高原・東南部・メコンデルタ諸省の関係を大きく変化させたと考えられる。また、このような受け入れ先の制約は、送り出し省間の競争・摩擦を引き起こす原因ともなったといえよう。これは、国家の調整力の低下とも大きく関連している。

それでは以下に、今後の課題を述べておきたい。本稿では主に、国家レベルの政策と全国の移住規模を概観することにとどめたが、今後はより下位レベルの動態を分析することによって、これまでみた政策の変化と関連づけて考察したい。特に、送り出し・受け入れ両方の省・県レベルの移住計画とその実施プロセスを、社・合作社の基礎レベルの宣伝・募集の実態も含め明らかにする必要がある。さらに、今度は社会からみた組織的移住の位置づけを行ってみたい。農民の移動の意思決定過程を左右するプッシュ要因とプル要因を分析し、また移住先での定住過程、その後の出身村との関係などを検討しながら、国家の政策や市場経済化のプロセスが農民たちの行動や意識にどのような影響を与えてきたのかを検証したい。



注

はじめに

(1) 猪口孝、『国家と社会』(現代政治学叢書1) 東京大学出版会、1988年、116-124頁。

(2) Kerkvliet, *The Power of Everyday Politics How Vietnamese peasants transformed national Policy*, Cornell University Press, 2005.

(3) 厳密に言えば、「組織的移動」(または「計画移動」*di dan ke hoach*とも表記される)は国家の直接管理および補助を得て行われる人口再配置政策を指す。40年間に約600万人もの人口が組織的移住によって新経済区に入植した。本稿で中心的に扱うのは、一般農民の開拓移住である。組織的移住のカテゴリーには、その他以下の形態がある。「労働選抜」は主に国营農林場で働く労働者の調達、「労働調整」は教員や医療関係スタッフの派遣を指し、「先鋒青年隊」は開拓移住者を迎えるために先発して道路や橋梁を整備する任務を負った。「専門・教育分野の新卒学生の配置」は専門教育を終えたばかりの若い幹部の徴用であった。これらの対象者には、別規定が設けられていた。Đỗ Văn Hòa và Trịnh Khắc Thâm, *Nghiên cứu di dân ở Việt Nam*, Nhà xuất bản nông nghiệp 1999 (Dự án VIE/95/004), Hà Nội 1999, tr.4-8.

(4) ベトナム国内の多くの報告書に見られる組織的移住の時期区分は、1960-1975年 1976-1990年 1991年以降である。1975年の南部解放から1981年の生産物請負制までの期間をどう解釈するかによって時期区分も変わってくるであろうが、本論考では国家と社会の関係を考察することから、その関係性が転換したことを示す経営システムの転換期に基づいて時期を決定した。

(5) 移住は移動の一つの形態ではあるが、本稿では以下のようにより限定的に定義する。個人もしくは集団が出身地から移動先へ恒久的、もしくは半恒久的に移転することを移住と定義する。短期的・循環的・周期的な移動形態はその定義には含まれない。パーンウェル(古賀政則監訳)『第三世界と人口移動』古今書院、13-14頁。

第1節

(1) Thông tư số 2-TTLB 16-1-1962 Quy định một số điểm cụ thể về công tác y tế phục vụ nhân dân đi khai hoang, *Công Báo* số 5 21-2-1962, tr.60.

(2) Ibid. tr.60.

(3) Nghị quyết của Hội đồng Chính phủ số 38-CP 12-3-1968, trong Bộ Nông nghiệp và phát triển nông thôn, cục

định canh và định cư và vùng kinh tế mới, *Hệ thống các văn bản Chính sách về công tác định canh định cư, di dân, phát triển vùng kinh tế mới*, Nhà xuất bản nông nghiệp 2000, tr. 5-17.

( 4 ) Chi thị số 5 NH/CT 15-1-1975 về cho vay mở rộng diện tích phát triển nông, lâm nghiệp ở trung du và miền núi, *Công Báo* số 6 15-4-1975, tr.80-86 および Quyết định của Hội đồng chính phủ số 272-CP 3-10-1977 ban hành chính sách đối với hợp tác xã mở rộng diện tích sản xuất nông, lâm nghiệp, xây dựng vùng kinh tế mới, thực hiện định canh định cư và Quy định về chính sách đối với các hợp tác xã mở rộng diện tích sản xuất nông, lâm nghiệp, xây dựng vùng kinh tế mới, thực hiện định canh định cư, *Công Báo* số 18 15-8-1977, tr. 222-227.

( 5 ) Thông tư số 31-TT Quy định bổ sung về chính sách nhân dân khai hoang, *Công Báo* số 13 8-5-1963, tr. 183-187. 組織的移住の範囲については、他省への移住の他に、社内、県内を含めた「省内移住」がある。省内移住は、主にタイピンやハーナムニ両省のような沿岸地域などに多く見られる。

( 6 ) 行政委員会は、その後人民委員会と名称を変える。

( 7 ) Thông tư số 31-TT Quy định bổ sung..., *Công Báo* số 13 8-5-1963, tr. 183.

( 8 ) 村野勉「北ベトナムにおける国内移住計画・第一次5カ年計画期(1961-65年)・」『アジア経済』XX-3 1979.3 78頁。

( 9 ) Tổng cục khai hoang – Nội vụ, Thông tư liên bộ số 001-TT-1B về nhiệm vụ, quyền hạn và tổ chức bộ máy khai hoang của địa phương, *Công Báo* số 7 20-3-1963 tr. 91-92.

( 10 ) Thông tư số 2.... *Công Báo* số 5 21-2-1962, tr. 58-59. 薬代の国家補助は、主労働は一ヶ月一人当たり 40 八才、扶養家族（労働年齢に達していない子どもや老人）の場合は一人当たり 20 八才が支給されることになっていた。

( 11 ) Thông tin liên bộ LB-NH-NT 13-10-1962 hướng dẫn thi hành quyết định số 59 TTg 24-9-1962 của Thủ tướng Chính phủ về cho vay khai hoang định cư, *Công Báo* số 42 7-11-1962, tr.583-585.

( 12 ) 農民個人への貸し付け品目には、布団、蚊帳、防寒着なども含まれていた。しかし、編入方式や「一つの場所に2つの故郷」方式での移住者には適用されなかった。Ibid. tr.585.

( 13 ) Thông tư số 2.... *Công Báo* số 5 21-2-1962, tr. 59.

( 14 ) Quyết định số 272.... *Công Báo* số 18 15-8-1977, tr. 226.

( 15 ) 政府は開拓移住者が出身村に残してきた家族への社会保障についても規定を設けていた。例えば、学齢児は学費を減・全額免除され、診療所での治療代も減・全額免除された。Thông tư số 31..... *Công Báo* số 13 8-5-1963, tr. 186-185.

(16) 自留地は、世帯人数や可耕地の条件などによって異なるものの、宅地と合わせ2・3サオ(720-1080平方メートル)が支給されると定められた。別の資料では、1—2サオが自留地として割り当てられ、食糧補助期間の6ヶ月を過ぎた後の自給に充てられた。Thông tin liên bộ ..... Công Báo số 42 7-11-1962, 585.

(17) Đỗ Tiến Dũng, Một số tư liệu về di dân ở Việt Nam, Trung tâm nghiên cứu dân số và nguồn lao động trong Bộ lao động thương binh và xã hội, Hội nghị khoa học về di dân, năm 1988, tr.180. ベトナム共産党中央機関紙『ニヤンザン』を基に移住規模を算定した村野によると、第一次5カ年計画期(1961 - 65年)だけで開拓移住63万人、国営セクター42万人、組織的移住事業全体で105万人が移住したという。村野、前掲論文、83-84頁。

(18) 第2次5カ年計画では、北部デルタから150万人の移住が予定され、その内メコンデルタやタイグエンへは120万人が目標とされた。村野、同上、71頁。

## 第2節

(1) その他、「現地の森には儲かるものがたくさんあるから、一定期間いて、すぐ帰郷の申請をすればよいと判断する農民が続出した」ため、開拓移住の目的を十分理解させるのが極めて困難であったと記されている。作者不明、*Đi khai hoang Tây Bắc*, Nhà xuất bản nông nghiệp, 1964, tr.14-20.

(1) Quyết định số 95-CP 27-3-1980 về chính sách xây dựng các vùng kinh tế mới. Công Báo số 6 31-3-1980, tr. 119-127.

(2) Quyết định số 254-CP 16-6-1981 bổ sung chính sách khuyến khích khai hoang phục hóa, Công Báo số 11 30-6-1981, tr. 217.

(3) 同決定における条項の順序は、冒頭に開拓者の権利と義務、第2章に合作社と生産集団、第3章に中央機関、最後に地方各級組織となっている。同決定は、組織的移住の枠内では対応しきれないと国家が判断した農民のニーズに応える方策の一つであったと考えられる。Cục định canh định cư và vùng kinh tế mới, *Di dân kinh tế mới, định canh định cư - Lịch sử và truyền thống*, Nhà xuất bản nông nghiệp, 2000, tr. 48-50.

(4) Quyết định số 254.... Công Báo số 11 30-6-1981, tr. 220.

(5) Ibid. tr.221.例えば、紅河デルタのハイフン省はメコンデルタのロンアン省と姉妹省を結んでいた。

(6) この基金は送り出し省または県の人民委員会によって設立され、全ての省民・県民が負担することになっている。公務員や商売・手工業者は2・5日の労賃相当分を負担し、合作社や生産集団の場合は負担額を協議で決定するとされた。Quyết định của Hội đồng bộ trưởng số 14 HDBT 8-2-1982 về việc lập quỹ xây

dựng vùng kinh tế mới.

( 7 ) 現金で徴収した場合は国家銀行に、そして籾米現物の場合は食糧庫に納めることとされた。UBND Tỉnh Hải Hưng, Quyết định của UBND tỉnh Hải Hưng số 140 19-4-1986 về việc lập lại quỹ xây dựng vùng kinh tế mới および UBND Tỉnh Hải Hưng, Quyết định của UBND tỉnh Hải Hưng số 371 25-6-1988. 県は合作社からの公課公租を直接徴収する立場にあったため、他の公課と共に一括徴収するには都合が良かったと思われる。

( 8 ) 2005 年 8 月にナムディン省定住定耕・新経済区支局およびハイズオン省ニンザン県農業局において筆者が行ったインタビューによる。

( 9 ) その他、放棄地の回復の農業税免除期間については、メコンデルタで 3 年間、中部高原・東南部で 5 年、北部国境山岳・島嶼部で 10 年間となっている。Quyết định số 254. .... Công Báo số 11 30-6-1981, tr.217.

( 10 ) Ibid. tr.219.

( 11 ) Centre for population and human resources studies, *State of the art report on spontaneous migration in Vietnam*, MOLISA, 1993, p.21. 南部メコンデルタの省内移住実施経過については大野美紀子「メコンデルタにおけるドイモイ後の集団入植について - ロンアン省カインハウ行政村の事例より - 」『南方文化』第 25 輯、1998 年 11 月、17-39 頁を参照。

### 第 3 節

( 1 ) Quyết định của Hội đồng bộ trưởng số 116-HDBT 9-4-1990 về quản lý công tác phân bổ lao động dân cư và xây dựng vùng kinh tế mới, Công Báo số 9 15-5-1990, tr. 154-155.

( 2 ) 組織的移住政策はこのような大規模なプロジェクト法式の地域開発計画に組み込まれており、あらゆるプロジェクトが一定のフォーマットに規格化された。中央レベルの省庁、地方レベルの管轄機関はそれぞれの権限範囲内でプロジェクト内容を審議し、具体的な実施計画を立てるとされた。Quyết định của chủ tịch Hội đồng bộ trưởng số 240-CT 3-8-1991 phê duyệt dự án đầu tư xây dựng vùng kinh tế mới Ialau-Iameur tỉnh GiaLai-Kon Tum, Công Báo số 17 15-9-1991, tr. 439-441. 複数の関連省（送り出し先・受け入れ先）との協議が必要な省外への移住計画だけでなく、省内移住計画も一律にプロジェクト方式で行われた。Quyết định của chủ tịch Hội đồng bộ trưởng số 239-CT 3-8-1991 phê duyệt dự án đầu tư xây dựng vùng kinh tế mới Yên Sơn, tỉnh Nghệ Tĩnh, Công Báo số 17 15-9-1991, tr. 437-439.

( 3 ) 国家計画委員会の統括責任については閣僚評議会 327 号決定による。Quyết định của chủ tịch Hội đồng bộ trưởng số 327-CT 15-9-1992 về một số chủ trương, chính sách sử dụng đất trong, đồi núi trọc, rừng, bãi bồi ven biển

và mặt nước, *Công Báo* số 17 15-9-1992, tr. 406-410. また、農業・食品工業省への移管については政府首相 773 号決定による。それを受けた農業・食品工業省の通達によると、プロジェクトの立案・運営には国営農林漁場や地方省内で設立した経営団体の他、個人や私企業も参加することが許可されている。Thông tư số 3 NN-KH/TT 9-3-1995 của Bộ nông nghiệp và công nghiệp thực phẩm hướng dẫn thực hiện Quyết định số 773-TTg 21-12-1994 của Thủ tướng Chính phủ về Chương trình khai thác sử dụng đất hoang hóa, bãi bồi ven sông, biển và mặt nước ở các vùng đồng bằng, Cục định canh định cư, *Di dân kinh tế mới* ...tr. 221-228.

( 4 ) Chi thị của Thủ tướng chính phủ số 660-TTg 17-10-1995 về việc giải quyết tình trạng di cư tự do đến Tây Nguyên và một số tỉnh khác, *Ibid.*, tr. 194-199.

( 5 ) 正式な戸籍登録手続きによって、移住先の地方政権への「編入」が完了したと見なされると、宅地と農地が給付された。Thông tư số 5/NN-DCDC-KTM 26-3-1996 của Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn: hướng dẫn thi hành chi thị số 660/TTg 17-10-1995 của Thủ tướng chính phủ về việc giải quyết tình trạng di cư tự do đến Tây Nguyên và một số tỉnh khác, *Ibid.*, tr. 232-237. 660 号指示後の状況について県レベルの実態報告書が 2004 年にまとめられている。

( 6 ) Thông tư số 7 LD-TBXH 12-5-1993 của Bộ lao động – thương binh và xã hội về chế độ trợ cấp cho hộ gia đình đi xây dựng các vùng kinh tế mới theo Quyết định số 327-CT 15-9-1992, *Ibid.*, tr. 213-217. および Thông tư số 15-LDTBXH 1-7-1995 của Bộ lao động – thương binh và xã hội; hướng dẫn sửa đổi, bổ sung một số điểm của Thông tư số 7-LDTBXH 12-5-1993 của Bộ lao động – thương binh và xã hội về chế độ trợ cấp cho hộ gia đình đi xây dựng vùng KTM, *Ibid.*, tr. 228-232.

( 7 ) 従来新経済区の国営農林場へ就労する者は独身の青年と規定されていたが、土地交付が国営セクターでも適用されたことを受けて、政府は国営農林場の分割地の受給対象者を単身者から家族に転換した。

( 8 ) 補助金支給の基準は、北部から南部への移住の他、域内他省への移住、省内移住の 3 つの地域区分に分かれている。域内他省の場合は 249 万ドンから 340 万ドン、省内の場合は 149 万ドンから 70 万ドンが移住者に支給されると規定された。 *Ibid.*, tr. 215 và 230.

( 9 ) Bộ lao động – thương binh và xã hội, Cục điều động lao động số 115/DDLD-CS 5-7-1993 về việc hướng dẫn thực hiện chế độ trợ cấp di dân theo thông tư số 7/LD-TBXH および Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn, Cục di dân phát triển vùng KTM số 71/DD-CS 11-11-1995 về việc hướng dẫn thực hiện trợ cấp di dân theo thông tư số 15/LDTBXH.

( 10 ) ナムハー省では、1993 年の送り出し側が負担する補助金世帯当たり 311 万ドンの内訳は以下のよう

な構成になっている。交通費・運送費 90 万ドン、道中にかかる経費（食費・医療費など）50 万ドン、住宅補助 150 万ドンそして専従スタッフ随行などの諸経費 21 万ドン。同様に、1995 年の補助金 400 万ドンの内訳は以下の通り。交通費・運送費 100 万ドン、道中にかかる経費（食費・医療費など）61 万ドン、生産道具 10 万ドン、住宅補助 200 万ドンそして専従スタッフ随行などの諸経費 29 万ドン。UBND tỉnh Nam Hà –Ban điều lao động dân cư và kinh tế mới số 98/CV-KTM 17-6-1993 về việc cụ thể hóa thực hiện thông tư số 7/LD-THXH của Bộ lao động- thương binh và xã hội.およびUBND tỉnh Nam Hà số 72/Np3 1-8-1995 về việc trợ cấp cho di dân để xây dựng vùng KTM.

(11) 1995 年の時点でも省民から徴収される新経済区建設基金は、農民 2 キロ（粳米）で変化はないが、この頃になると代金納に切り替わっているため、毎年の農業税相応価格で納めるよう指示されている。また、支出の割合について 8 割を移住事業に充て、1 割を基礎レベル（社、坊、職場）に、残りを県と移民支局の活動費（宣伝・顕彰）に充てるという規定が新たに加わっている。UBND tỉnh Hải Hưng số 280/CV-UB 18-5-1995 về việc thu quỹ kinh tế mới.

(12) Cục định canh định cư, *Di dân kinh tế mới* ... tr.64-68.

(13) Sở nông nghiệp và phát triển nông thôn Thái Bình, Chi cục di dân phát triển vùng KTM, Báo cáo tổng kết thực hiện chương trình di dân xây dựng vùng kinh tế mới giai đoạn 1991-2005 phương hướng nhiệm vụ những năm tới, 13-2-2005, tr.7-8.

(14) Tỉnh ủy Hải Dương, sở nông nghiệp và phát triển nông thôn số 15/BCS, Báo cáo tình hình thực hiện nhiệm vụ di dân phát triển vùng kinh tế mới (1997-2000) và phương hướng nhiệm vụ 5 năm (2001-2005), tr.6.

(15) 入札地の評価基準は農業税の課税基準の 5 種類に準拠している。1 等地の精算額は 1 サオ（360 平方メートル）当たり 300 キロ、同様に 2 等地 270 キロ、3 等地 250 キロ、4 等地 220 キロそして 5 等地 200 キロである。販売価格は、各年の農業税課税額に準ずる。UBND tỉnh Hải Hưng số 871-QD/UB 30-10-1992 Quyết định (tạm thời) của UBND tỉnh Hải Hưng về việc chuyển nhượng quyền sử dụng đất đối với các hộ gia đình đi xây dựng vùng kinh tế mới. この決定は暫定的決定とされているが、2005 年現在も実効力があり、適用されている。

(16) 農業地の権利の転売は、県の農業局に正式に承認され、新しい保有者に土地使用権証明書が交付されることになっているが、兄弟・親戚間の売買で正式に届けないケースも多い。また、譲渡価格が極めて低いために、移住の自己資金をつくることはおろか債務の精算さえ十分にできないケースもある。Tỉnh ủy Hải Dương, Báo cáo ..., tr.6.

(17) 1988年の議定の第2章10条では、都市に戸籍を移し、登録できるのは、企業・役所の正規職員・社員として雇用された幹部・公務員とその家族・親族に限定されている。自発的にハノイやホーチミン市に出て様々な都市雑業に従事する者は対象外となるため、街中で公安に見つかれば地元へ送り帰された。Nghị định của Hội đồng bộ trưởng số 4-HDBT 7-1-1988 ban hành Điều lệ đăng ký và quản lý hộ khẩu および Điều lệ đăng ký và quản lý hộ khẩu, *Công Báo* số 2 31-1-1988, tr. 26-29. 一方、1997年の議定では、一時居住の場合は年内に1回報告することを義務づけている。また、一時不在の場合は離村して6ヶ月を過ぎても申請しないと、戸籍簿から抹消されるという罰則を設けている。Nghị định của Chính phủ số 51-CP 10-5-1997 về việc đăng ký và quản lý hộ khẩu, *Công Báo* số 12, 30-6-1997, tr. 799-803. なお、戸籍の「常住」「一時居住」を区別する資格・条件などについては、これらの規定には明らかにされていない。一時居住・不在届けを提出し、都市やその他の地域で就業する農民の実態については、扇野竜『ドイモイ後のベトナム・タイビン省における労働力移動 - 潜在的失業問題と過剰人口問題に対する意義 - 』（東京大学・大学院平成17年度修士論文）参照。